

落札者決定基準及び要求水準書の修正(新旧対照表)

令和元年11月26日付「宮古島第三宿舎(仮称)整備事業」の落札者決定基準及び要求水準書を次のとおり修正する。

○落札決定基準

頁	項目名	修正前(令和元年11月26日)	修正後(令和2年1月24日)
7	4(2)表 基礎審査項目と評価基準 施設整備計画に係る事項 施設計画 法定容積率等の利用率	建設予定地における建築物の延べ面積(公務員宿舎との合築又は堅固な建物等の設置による附帯的事業に供する部分の床面積を含む)の敷地面積に対する割合(建築基準法第52第1項に規定する容積率)が法定容積率等の80%以上であること。	削除

○要求水準書

頁	項目名	修正前(令和元年11月26日)	修正後(令和2年1月24日)
15	2(1)ハ(イ)住棟計画 住棟アクセス 住棟エントランスホール	共用玄関出入口扉から各階の各住戸玄関までの水平歩行距離は概ね100m以下とする。	各階屋内階段から同階の各住戸玄関までの歩行距離は概ね100m以下とする。